

高山市環境基本計画の策定について

1. 計画の位置づけ等

高山市環境基本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高山市環境基本条例第7条に基づき策定している。

現計画期間（平成27年度～令和6年度）の終了にあたり、次期計画（令和7年度～令和16年度）を策定する。

2. 目指す姿

別紙1

目指す姿のうち将来像について内容を修正

3. 基本目標ごとの主な取り組みと施策の展開

別紙2

4. スケジュール

3月 策定、公表

目指す姿

「環境基本法」（以下「法」という。）第7条において、地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、国の施策に準じた施策を策定し実施する責務を有するとされている。

高山市環境基本条例第3条に規定する基本理念は、法の基本理念に沿って定められたものであり、同条例第3条に定める基本理念を、引き続き本計画の基本理念とする。

1. 基本理念

1. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮して、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって継承されるよう積極的に推進する。
2. 豊かで快適な環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷をできる限り低減する行動を行うことにより、積極的に推進する。
3. 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることを考慮して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進する。

2. 将来像

守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心 いのち 生命かがやく飛騨高山

本市を持続可能なまちとして未来につなげていくためには、豊かな自然や快適な環境を地域に住む人々の活動によって守り、受け継いでいくことが必要である。そのためには、すべての生命がかがやき、共生する地域（まち）となることが前提となることから、現計画と同じ将来像とする。

3. 計画の視点

- 「共生」・・・自然と共存する仕組みづくり
- 「循環」・・・環境負荷の少ない循環型社会づくり
- 「参加」・・・環境保全活動に取り組む人づくり